相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍栃木県宇都宮市八幡台一九番、最後の住所栃木県宇都宮市八幡台一九番一七号

被相続人　亡　長山　善一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十月二十四日

栃木県宇都宮市鶴田町一九九八―二コーポイリス一階　高橋克行法律事務所

相続財産管理人　弁護士　高橋　克行

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県諏訪市大字豊田一三八七番地、最後の住所埼玉県さいたま市桜区西堀四丁目七番一号一一二〇　被相続人　亡　笠原　安行

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十月二十四日

埼玉県さいたま市大宮区下町一―五〇まつかめビル四階弁護士法人グリーンリーフ法律事務所

相続財産管理人　弁護士　森田　茂夫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都豊島区南大塚一丁目一四〇六番地、最後の住所埼玉県春日部市大字増富六五番地一一　被相続人　亡　武田　重勇

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十月二十四日

埼玉県越谷市南越谷四丁目二番二　エクレシア法律事務所

相続財産管理人　弁護士　青木　芳之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岩手県二戸市浄法寺町小平一番地、最後の住所千葉県柏市西柏台一丁目六番八号

被相続人　亡　佐々木　茂

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十月二十四日

事務所千葉市中央区本千葉町二番一三号福井ビル六階　千葉市民協同法律事務所

相続財産管理人　弁護士　藤木　秀行

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍富山県魚津市上口二丁目四六番地、最後の住所富山県魚津市仏田三四〇三番地

被相続人　亡　松見　勇

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十月二十四日

富山県魚津市駅前新町一一番一七号大同林業駅前ビル二階二一号室　魚津法律事務所

相続財産管理人　弁護士　小路　泰彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県藤枝市南新屋三五四番地、最後の住所静岡県藤枝市青葉町三丁目七番二五号

被相続人　亡　増田　敏夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十月二十四日

静岡県藤枝市田沼一丁目一八番二号土屋ビル四〇一号　藤枝のぞみ法律特許事務所

相続財産管理人　弁護士　宮田　逸江

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府豊中市服部寿町一丁目七〇二番地三三、最後の住所大阪府豊中市服部寿町一丁目八番四号　被相続人　亡　曽根　康博

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十月二十四日

大阪市中央区難波三丁目七番一二号ＧＰ・ＧＡＴＥビル七階

相続財産管理人　塩路　広海

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大阪市阿倍野区阿倍野筋四丁目八六番地、最後の住所大阪府門真市堂山町二五番二五号ケアハウスロータス

被相続人　亡　牧野　千春

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十月二十四日

大阪市北区西天満五丁目八番八号高橋ビル別館九階

相続財産管理人　弁護士　岸本　康義

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府東大阪市菱屋西一丁目一番地の三六、最後の住所大阪府大阪市生野区中川西二丁目二五番九号　被相続人　亡　今西　晴子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十月二十四日

大阪市中央区北浜三丁目七番一二号京阪御堂筋ビル三階

相続財産管理人　弁護士　宇田　隆史

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県伊丹市桜ケ丘四丁目三番、最後の住所兵庫県伊丹市桜ケ丘四丁目三番四号

被相続人　亡　向井　春江

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十月二十四日

大阪市阿倍野区松崎町三丁目六番三三―四〇五号　相続財産管理人　藤井　里子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛媛県西条市三芳一一五番地、最後の住所愛媛県西条市小松町大頭甲一一二七番地

一道前荘　被相続人　亡　杉　サダ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十月二十四日

兵庫県神戸市北区筑紫が丘六丁目四番地の五　相続財産管理人　吉岡　清志

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都府京都市上京区寺町通広小路上る北之辺町三九七番地、最後の住所奈良県北葛城郡上牧町大字上牧四二四四番地

被相続人　亡　藤本千代子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十月二十四日

奈良県大和高田市大字大中一〇〇番地フジヨシビル二階

相続財産管理人　弁護士　東海　伸晃

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県神戸市長田区蓮宮通一丁目一番地、最後の住所岡山県備前市鶴海二四〇六番地鶴海荘　被相続人　亡　草津　義雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十月二十四日

事務所岡山市北区野田屋町一丁目七番一七号二階

相続財産管理人　弁護士　八木　和明

第40期決算公告

平成24年10月24日
札幌市北区新川3条14丁目10番1号
株式会社札幌中央清掃社
代表取締役　藤田　榮

貸借対照表の要旨

（平成24年3月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	181,978
	固定資産	174,538
	合計	356,517
負債及び純資産の部	流動負債	21,724
	固定負債	30,413
	株主資本	304,379
	資本金	10,000
	利益剰余金	294,379
	利益準備金	77,500
	その他利益剰余金	216,879
	（うち当期純利益）	(3,172)
	合計	356,517